

# 座間味村略史

名嘉 正八郎\*

## はじめに

那覇の西方約40kmの海上に慶良間諸島がある。慶良間諸島のうち、那覇寄りの渡嘉敷島、前島を前慶良間（渡嘉敷村）と呼び、座間味島、阿嘉島、慶留間島、外地島、久場島、屋嘉比島、安室島などを後慶良間（座間味村）と稱している。村役場所在地座間味島の高月山に登ると、慶良間諸島を全部見渡すことができ、箱庭のように沖縄県でもっとも美しい島々である。さらにリーフがないのも、この島々の特徴である。座間味島の阿護之浦は、中国（福建港）へ、進貢船や接貢船に乗って唐旅をする人々が好天を待つことのあった天然の良港であり避難港でもあった。北風を防ぐ阿護之浦は100名あるいは200名も乗船できる進貢船や冠船が停泊可能な、浅からず深からず最適な深度があって、唐船グムイともいわれた。人の住んでいる島々には、伝統的に進貢船・接貢船の船頭や水夫が多く、座間味間切（村）の各島に船頭屋敷が残っている。とくに慶留間島の船頭屋敷は屋敷囲いの石垣がよく保存され、母屋も比較的よく原型を残していて、文化庁文化財保護部建造物課の国指定重要文化財のリストに挙げられており、趣きのある船頭屋敷である。この美しい島々は太平洋戦争の末期、日本国内で住民がいた島としては米軍が最初に上陸した島で、集団自決のおこなわれた島であり、それは有史以来の悲劇であった。米軍上陸のため役所や旧家にあった近世の地方

文書類はそのほとんどを島有に帰した。したがって、座間味村略史は管見できる、きわめてわずかな史料で記述するしかないようと思われる。

## 座間味村の先史時代

昭和55年8月4日から同年9月15日まで、座間味村古座間味の第1次範囲確認調査が実施され、第2次範囲確認調査は翌年8月5日から9月16日まで実施された。それは座間味村における考古学的な初めての発掘調査であろう。

第1次範囲確認調査で、土器は伊波式、荻堂式、大山式、カヤウチバンタ式、室川式などが出土した。土器は伊波式に伴って嘉徳IA式、面縄東洞式土器も出土した。伊波式土器を主体に出土する層から奄美大島でも多量に出土する嘉徳IA式、面縄東洞式の土器が出土することは、きわめて重要なことであろう。

古考古学専門の知念勇主任学芸員は、高宮広衛氏らが発掘した「室川貝塚の第三次発掘調査において、小発掘ではあったが伊波式が比較的最下部に、そして荻堂式がその上に集中している事実を擱んだ」として、高宮氏らとともに層位的に伊波式土器が荻堂式のそれに先行すると考えた。

嘉徳I式土器について河口貞徳氏は「嘉徳遺跡においては、下層からは主として嘉徳I式を出土し、小量の面縄東洞式を伴い上層からは嘉

（★なか しょうはちろう 副館長）

徳Ⅱ式を主として出土し、小量の面縄西洞式を伴出した。したがって嘉徳Ⅰ式は面縄東洞式に後続し、嘉徳Ⅱ式に先行する」とされる。

古座間味から出土した伊波式土器は、3600年<sup>(3)</sup>土90年ないし3370年土80年前の土器といわれる。そして伊波式土器に供伴した面縄東洞式ならびに嘉徳Ⅰ式A土器は、伊波式土器にやや先行するのではないかといわれる。<sup>(4)</sup>以上のことと、以下二つのことが考えられる。

一つは、座間味島には3600年前位から人が住むようになり、二つは、なんらかの形で奄美諸島との交流があったということである。

さらにゴホウラを利用した貝輪が多く出土し、九州から輸入された黒曜石も出土した。また「遺構内からの移入土器や縄文晩期系の土器も得られ……外耳や底径の小さな平底があり、…」<sup>(5)</sup>、後続する土器が出土したとする。したがって古座間味貝塚は約3千年の間、座間味の先史時代の人々が生活した貝塚であり遺跡といわれ、家屋敷は戦前まで一部存在していた。

なお16世紀の税制について『慶長御検地以前御当国地方御支配之事』の中に「慶長御検地以前御当地御支配之次第、田は稻之かやを付、畠ハ粟之ぬきを付、上納何分と被召定、支配方有之、右上納を三かないと為号由候」とある。座間味間切の百姓地は、これが適用されなかったのではなかろうか。

### 近世の座間味間切

#### 1. 石高の変遷

慶長14年（1609）3月上旬から4月初旬にかけて、琉球国は島津に侵略され、実質的に薩摩藩の支配下におかれました。したがって、以後の当国は、徳川幕藩体制下の、さらに薩摩藩の支配

下にあるカギカッコ付の、いわゆる「琉球国」となった。薩摩藩は琉球国を征服した翌年検地を実施した。この慶長検地は竿入奉行14人他168人で、沖縄本島ならびにその周辺の島々、両先島、道之島を一斉に検地して、同16年検地目録ができあがった。このときの間竿は6尺5寸竿であった。また村位を上、中、下、下々の四段階に分けた。

座間味間切の村位は、久米島以外の他の周辺の島々と同じように、「下」村であり、田畠もまた、座間味村、阿佐村、阿嘉村、慶留間村ともに「畠下」の位であった。下村の上田一畠分米（玄米収穫高）は1斗2升であった。そして2升づつ減す方法であった。荒田は下田と同じ8升と計算された。上畠一畠の分大豆は8升、中畠一畠同6升、下畠と荒畠は同4升、山畠は3升、屋敷一畠は分大豆1斗と計算された。<sup>(6)</sup>

座間味間切は下記のとおり渡嘉敷間切と合算されている。

#### 計羅摩嶋

1、高12047976石

内

188,82030石	慶長竿（1611年）
13,9064石	寛永盛増（1635年）
0,27719石	上木方（1635年）
7,47563石	此節盛増（1727年）

ところで「本地物成米雜石上納之事」の但書には「1、慶良間嶋百姓之儀、毎年渡唐佐事かね相勤、又ハ御船作事細工并諸方江飛船拵相勤、余之百姓ニは相替致難儀候ニ付て、跡々より百姓高ハ代之上納并諸出来米御免被仰付置候得共、<sup>(9)</sup>此取立ニは相籠メ置候」とある。

この記録によると、慶良間島の百姓は、毎年進貢船や接貢船の船頭や水夫をつとめ、あるいは渡唐船を造船したり、近海諸島への飛船に乗船してその役割を果し、同島の百姓は交替して難儀しているので、従来百姓地には本物成や諸

出米は免除されていたが、今回本租には取り立てことになった。その納米ならびに納雜石は下記のとおりである。

慶良間嶋

右同

1、納米 67,000 44石 口米共

内 44,591 52石、両間切百姓高 14,363 3之  
納

右同

1、納雜石 7,429 22石 口米とも  
内 5,348 57石、両間切百姓高 26,562 5之内<sup>10)</sup>

荒欠地出米、御賦米上納、牛馬出米上納、在番出米上納、浮得出米上納について、「慶良間嶋百姓高ハ、諸出米御免ニ付、相除ケ申候」とか「…相除ケ割付置候故、弥其通取立申候」とあって、免除された。

さらに日用錢については、15歳より50歳まで正頭夫とし、<sup>11)</sup>1665年より現夫遣であったが（久米島は1カ月につき2日半の割であったから座間味間切も正頭夫1人は1カ月に2日半と見直すことが可能）、「慶良間嶋百姓ハ日用分御免ニ付候」とあり免除されていた。他間切においてこの現夫遣は1679年（延宝7）より1人につき、<sup>12)</sup>1貫づつの夫錢となった。

座間味間切の役人は、1731年編集された『琉球国旧記』によると、阿真大屋子（地頭代）、慶留間大屋子（2員夫地頭）、首里大屋子、大掟、座間味掟、阿嘉掟、阿佐掟、大文子2人、<sup>13)</sup>脇文子2人、原廻4人であった。

## 2. 『球陽』に見る座間味間切

「琉球国」は1644年初めて烽火を各処に設置した。進貢船が帰船したとき、2隻であれば烽火を二炬、一隻であれば一炬を焼く。異国船のときは、烽火を3炬焼き、小禄経由首里へ急報した。<sup>14)</sup>

1657年（尚質10）、王府は諸間切、各島に各

観察使（俗に小横目と呼ぶ）を設置して、風俗を観察し指導した。<sup>15)</sup>

1667年（尚質20）、王府は、それまで総地頭ならびに脇地頭がその領地の人民を、自分の耕作地に使うことがはなはだ多く、人民は疲れているとして、総地頭は百姓1人年に一回、脇地頭は年に2回使用することに決った。おそらく座間味間切も同じように決ったことであろう。

1738年（尚益2）、王府は、「古より諸浦在番は、但員有りて、公務を弁理し」年棒5石を下賜されていた。この年に1人増員されて各在番は2石5斗づつ下賜された。座間味間切も同様であったか、と思われる。<sup>16)</sup>

1718年（尚敬6）、王府は、諸間切の百姓が首里、那霸、泊、久米村に移住することを厳重に禁止したというから、この年以前、移住者がいたということを、この禁令は物語っている。

1725年（尚敬13）、王府は、この年、地頭（代？）が兼任していた在番職を専任とし、<sup>17)</sup>外國船の漂着ならびに地方船の往還に対処させた。<sup>18)</sup>

外国船はこのころから兼任では処理できないほど、仕事が増加したのであろう。

1737年（尚敬25）、王府は、「始めて貢船の作事・五主並びに楷船の船頭・揖取（俗に口口と呼ぶ）に赤八巻を給載することを定む」とあり、座間味間切出身の貢船の作事・五主や楷船の船頭・揖取は赤八巻をかぶるようになった。<sup>19)</sup>

1740年（尚敬28）、「始めて諸邑に田地を分把して、預め儲蓄に備ふことを定む」とか、「始めて諸邑亦田地を分ちて以て其の費に備ふることを定む」とあって、王府は、公的に貯田を決め備蓄米を設置したり、公的な出費に備えて、公田を決め、その収穫米を公費に充てた。このころ出費が多くなって、各間切の、貧民は王府の要求に対応できなかったため、このような制度を設置したと考えられる。

1768年（尚穆17）、阿佐村は、昔大浜原に移

した。ところが、近年、風にたたかれ、また大震のとき、津波に遇って五家族の家は波で倒された。地震以後井戸の水もかれた。そこで王府に申請して古村に移動したという。

1824年（尚灝21）、近年「…人民困疲」したため、慶良間両間切の総地頭が王府へ申請して下知役を一人ずつ設置することになった。

1836年（尚育2）、下知役の指導で両間切の人民は立ち直った。両総地頭は下知役廃止を王府へ願いでて聞きいれられた。下知役の任期は從来5か年であったが、1839年王府はその任期を3か年に改定した。

しかし1841年（尚育7）、下知役設置を再申請した。その理由は「…座間味郡は近年仍ほ苦疲に就き、年貢・賦税多く逋滯を致し、風俗も美ならず」、という状態であった。下知役は、1850年（尚泰3）「座間味郡、疲変じ興に就くに因り、指揮司（下知役か）を罷む」とあって、再度廃止された。このころ、特別の農業ならびに納税指導者であった下知役を、25年間に、2度づつ設置したり、廃止したりするということは、砂糖産出の間切だけでなく、座間味間切のように、船乗りを多くだしている間切でも、幕末薩摩藩の財政改革の影響を受けていた証拠といえよう。

また一方では、阿嘉村の仲村渠仁屋のように、間切内の貧民へ銅錢を借し、その本息が3万9千貫文に及び、その取り立てを廃棄したとか、銅錢2万貫文の納税を貧民のために代納するとか、銅錢1千5百貫文を公用に充て、間切貧民のために尽した。王府はその「母を賞して白棉布二端・綿子一把を賜ひ、子を賞して越級して黄冠位に陞せ」その善行を表償したとある。仲村渠仁屋は、あるいは座間味間切の第一の財産家であって、貧富の差が大きくなっていたことも、この記録で理解できる。

### 近代の座間味間切（のち村）

#### 1. 座間味間切から座間味村へ

明治維新により日本近代国家が成立すると、1872年（明治5）9月14日、「琉球藩」となり、鹿児島県管轄から外務直轄となった。王府が右往左往しているとき、船乗りの多い座間味間切の人民は、その影響を、モロに受けたに違いないと思われる。

明治初期の座間味間切の戸数、人口、反別、上納米などを概観しよう。

##### 座間味間切

戸 数 169軒 家持

平 民 169人 同家族 512人  
内男 339人、女 342人、計 681人<sup>(27)</sup>

男15歳以上59歳未満の人員は205人、後で述べるように15歳以上50歳までの男が地割地をあてがわれると考えると、戸数ならびに平民169という数字は、地割地すなわち百姓地を与えられた男性ということか。

反別 4町8反9畝17歩

高 37.70082石

##### 此 訳

田 反別 2町9反4畝2歩

高 28.91908石

貢米 11.56762石

##### 右之口米

0.23135石

火 11.79897石

畑 反別 1町9反5畝15歩

高 8.78174石

貢雜石 1.75634石

##### 右之口米

0.03513石

メ	1.79147石
諸出米	1.65995石
米	3.45892石
貢合	1.79147石
雜石	1.79147石

1879年（明治12）4月4日、琉球藩は廃止され、沖縄県が設置された。座間味間切は、渡嘉敷間切とともに、「藩庁直轄セシ処廢藩ノ際在勤官ヲ置キ明治13年6月在勤官ヲ廃シ那覇役所ニ属ス」とある。

1893年（明治26）沖縄県内務部第一課の調査によれば、座間味村間切の地方役人は25名、そのうち有給の役人は12名、文子以下の16名は無給であった。地頭代の俸給は、米3石3合、麦7升6合、黍1斗9升2合。久米島具志川間切の地頭代の俸給、米16石7升8石、免夫銭1円<sup>(30)</sup>80銭に比較すれば、きわめて安い手当といえる。同間切の無給は山当だけで、他は有給であり、大きな間切と小さな間切では、地方役人の俸給一つ比較しても、大差のあることが理解でき、農耕地が広く生産力のある間切とそうでない間切とを、われわれは認識することができる。

1896年（明治29）3月5日、明治政府は沖縄県の郡編制を公布した。それによると、「那覇首里両区ノ区域ヲ除ク沖縄県ヲ画シテ左ノ五郡」とし、島尻郡は「島尻各間切久米島、慶良間諸島、渡名喜島、粟国島、伊平屋諸島及大東島（以下省略）」であった。

1897年（明治30）4月1日、沖縄県間切島史員規程の施行により、地頭代を島長と改めた。初代島長に松田和三郎（明治40年初期まで）が任命された。那覇役所所轄の離れ（離島）は、このとき同じく島尻郡に編入された。同規程の第22条に「島尻郡粟国島、渡名喜島、伊平屋島及び鳥島国頭郡伊江島ノ各島ニ島長一名収入役書記ヲ置キ其ノ他附属員委員ヲ置クコトヲ得」とあり、「前項各島内ノ村ニ村頭附属員ヲ置クコトヲ得」とあって職名が変った。この規程に

座間味間切は記名されていないが、他島と同じように改名されたのであろう。

1899年（明治32）1月1日、勅令によって沖縄県間切島制が施行された。その第3条に「間切島会ノ組織選挙職務権限処務規程及間切島長ト間切島会トノ権利義務ノ関係並間切島会ノ監督ニ関スル事項ハ内務大臣ノ許可ヲ經沖縄県知事之ヲ定ム」とあるように、島会がおかれた。島税を新設したり、廃止または変更するときは、島長は島会の議決を経て、内務大臣の許可を受けることになった。またその他の規程もこのとき決められた。

1899年（明治32）から始められた沖縄県の土地整理事業は、4年後の明治36年10月に完了した。したがって、それまで百姓地は、村の共有地であった。このときの地割で、久高島を除き、百姓地も私有地になった。

1907年（明治40）2月25日、町村制の規定により<sup>(34)</sup>沖縄県及島嶼町村制が公布された。

町村制の第一章第二款「町村民住及其権利義務」の第7条に「凡帝國臣民ニシテ公權を有スル独立ノ男子2年以來（1）町村ノ住民ナリ（2）其町村ノ負担ヲ分任シ及（3）其町村内ニ於テ地租ヲ納メ若クハ直接國稅年額2円以上ヲ納ムル者ハ其町村公民トス……此法律ニ於テ独立ト称スル滿25歳以上ニシテ一戸ヲ構へ且治產ノ禁ヲ受ケサル者ヲ云フ」とあり、満25歳以上の一戸を構え地租を納めた独立の男性のみに、原則として公權を認め、女性は公權を付与されなかった。

さらに第二章町村会第一款組織及選挙の第11条に「町村會議員ハ其町村ノ選挙人其被選挙權アル者ヨリ之ヲ選挙ス」とし、その定員は人口1,500未満の場合議員8人、人口1,500以上<sup>(35)</sup>5,000未満の場合議員12人であった。その第13条に「選挙人ハ分チテ二級ト為ス」は省略する。また第15条に「選挙権ヲ有スル町村公民（第12条第1項）ハ總テ被選挙権ヲ有ス」とし、公權

を付与された男性のみ被選挙権があった。

第三章町村行政第一款町村吏員の組織選任の第53条には「町村長及助役ハ町村会ニ於テ其町村公民中年齢満30歳以上ニシテ選挙権ヲ有スル者ヨリ之ヲ選挙ス」とある。その任期は4か年であった（他省略）。以上の条項をもとに沖縄県及島嶼町村制は立案されていた。その最後の附則に「本令施行ノ地域及期日ハ府県知事ノ具申に依り内務大臣之ヲ定ム」と付記され、県知事は大きな権限を与えられていた。<sup>37)</sup><sup>38)</sup>

座間味間切は本令により沖縄県島尻郡座間味村に改正され、各村は字と改正された。そして初代村長に松田和三郎（大正3年まで）が任命された。しかし座間味村民の選挙権ならびに被選挙権は1920年（大正4年）4月1日、沖縄県に関する府県制特例改正により施行された。座間味村はこの年村委会議員が選出され、民選の村長が誕生したであろう。なお座間味小学校は、1884年（明治17）12月に設置された（小学校の変遷は省略。『沖縄県史4巻教育』を参照のこと）。

## 2. 座間味村の旧地割制度管見

座間味村は米軍の猛烈な艦砲射撃をうけ、沖縄戦で最初に上陸した村で近世近代文書は鳥有に帰した。したがって明35、6年（1902～1903）に臨時沖縄県土地整理調査事務局で作成した地割制度の最終公図（縮尺1,200分の1）も焼失したのである。永久に見ることはできない。米軍が上陸しなかった渡名喜島はそのときの原図が役場に全部よく残存していた。粟国島は原図の一部が保存されていた。地割制度の調査は最終の原図と当時の土地台帳があれば解明することができるのだが、その両方とも鳥有に帰してしまった。今回の調査でそれを確認したので、つきの調査方法はどうすればよいかということである。そうすると1戸1戸聞き取り調査をする以外に他に方法はあるまい。さいわい1筆1

筆ごとの昭和26年4月1日付の土地所有権証明書が発行されている。この土地所有権証明には、

- 1、土の表示 (1)位置、(2)地番、(3)地目、(4)面積、(5)等級
  - 2、第1項表示の土地は1946年2月28日付琉球軍政府指令第121号に基いて本人………により又は上記本人の為にその指定代理人………又はその最近の親等人………により本人の所有に係るものであることが申告された。
  - 3、座間味村長松本忠徳は前記指令に定められた権限により座間味市町村土地所有権委員会を組織し、当該委員会は所定の手続きにより前記本人が第1項表示の土地の所有者なる旨の申告を調査し、その申告が真正且つ確かであると認めた。
  - 4、沖縄郡島知事平良辰雄は前記本人の所有権を正式に確認されたい旨の市町村土地委員会の具申を承認した、最後本証明書は1951年3月1日から1951年3月30日迄30日間座間味村役所に於て一般の縦覧に供されたが異議の申立が無いので前記本人は真正の所有者と認められる。
  - 5、よって1950年4月14日付琉球軍政府特別布告第36号に基いて座間味村長松本忠徳は………が第1項表示の土地の所有者であることを証明する。そして年月日の座間味村長松本忠徳の署名ならびに公印があるこの証明書を作成するにあたって、現場の土地の確認を実施した上で面積を決めたことと思われる。現場の土地には最終地割当時のものと考えられる印部石があり、確認は充分に可能である。したがって、この証明書は2次史料であるが、原記録が焼失した現在、貴重な史料となろう。
- そこでこれから証明書を全部コピーして、1戸1戸に当って確認し、各戸の明35、6年の

頃の土地所有者を作成したいのであるが、そのためには現在90歳以上の人間に聞かなければならぬ。90歳以上の老人はほとんど存命していない。まず無理な作業である。もう20年位早ければ可能であったのにと、くやまれる。

ともあれ可能な限り調査をすることにした。

今年88歳になられた宮里光明さんマカさん御夫妻の土地は光明のお父さんとその弟の土地を、そのまま継承した。弟は分家前に死亡したため、光明さんがそのまま引継いだのであった。その土地は2地である。光明さんは引継いだと、屋敷地として1筆分交換し、その土地は村道拡幅工事で、売却したが、それ以外の土地は最終の地割当時のまま引継いだものといわれる。その土地の筆数は31筆である。売却した1筆を加えると32筆となり、1地は16筆だったことになる。以下地番、地目、面積を例記しよう。

### 字座間味

- (1) 75番地、宅地、198坪
- (2) 147番地、" 100坪
- (3) 岡 仰 186番地、畠、 34坪、1等地
- (4) 大川原 297番地、畠、 166坪、2等地

- (5) " 298番地、原野、983坪、
- (6) 底 原 860番地、畠、 53坪、
- (7) " 955番地、畠、 37坪、1等地
- (8) 内 川 725番地、原野、 79坪、

- " 765番地、畠、 62坪もと原野
- (9) " 766番地、畠、 20坪もと原野
- (10) 安 室 1976番地、原野、 400坪
- (11) " 1998番地、畠、 46坪、3等地

### 古座間味

- (12) 1608番地、畠、 20坪、3等地
- (13) 1765番地、畠、 400坪、3等地
- (14) スクガマ 1766番地、原野、 241坪、

## 土地所有権證明書

字座間味

三十一枚

### 一 土地の表示

1 位 置	2 地 番	3 地 目	4 面 積	5 等 級
字座間味	村宇	字座間味	字座間味	一九八坪

第一項表示の土地は一九四六年二月二八日附琉球軍政府指令第一二一號にて本人 宮里 光明 により又は上記本人の爲にその指定代理人 又はその最近の親等人 により本人の所有に係るものであることが申告された

三 座間味 市町村長 松本忠徳 は前記指令に定められた権限により 座間味市町村土地所有権委員會を組織し當該委員會は所定の手續により前記本人が第一項表示の土地の所有者なる旨の申告を調査しその申告が真正且つ確かであることを認めた

四 沖縄群島知事 平良辰雄 は前記本人の所有権を正式に確認されたの市町村土地委員會の具申を承認した、最後に本證明書は一九五一年三月三日がら 一九五一年三月三日迄 三〇日間 座間味村役場 に於て一般の聴覽に供されたが異議の申立が無いので前記本人は眞正の所有者認められる

五 上つて一九五〇年四月二四日附琉球軍政府特別布告第三六號に基いて 座間味市町村長 松本忠徳 は 座間味村字座間味と云ふ地 宮里 光明 が 第一項表示の土地の所有者であることを證明する

座間味市町村長 松本忠

村長印

一九五一年三月一日

- (15)、シル1780番地、畠、332坪、3等地  
(16)、シル1797番地、畠、263坪、3等地  
(17)、シル1802番地、畠、64坪、3等地  
(18)、牧治1232番地、原野、379坪、  
(19)、牧治1277番地、畠、120坪、3等地  
(20)、牧治1332番地、畠、76坪、3等地  
字阿真  
(21)、天多福208番地、田、62坪、2等地  
(22)、" 417番地、田、53坪、2等地  
字座間味  
(23)、東原1116番地、田、29坪(苗床) 2等地  
(24)、東原1111番地、田、35坪、2等地  
字座間味  
(25)、西原367番地、田、14坪、1等地  
(26)、" 376番地、田、25坪、1等地  
(27)、" 347番地、田、47坪、1等地  
(28)、" 345番地、田、56坪、1等地  
字阿佐  
(29)、真喜屋武596番地、田、49坪、2等地  
字座間味  
(30)、安慶名敷2163番地、原野、221坪、

宅地2カ所、田10カ所、畠10カ所、原野8カ所あつたことがわかる。これで見ると1地は宅地1カ所、田5カ所、畠5カ所、原野4カ所ということになろう。

阿嘉島の与那嶺山戸さん（辰歳91歳）は15歳から50歳までの男に地割の配当があつたといわれた。座間味村の宮里光明さんは男だけだと思うが、女のことはわからないといわれる。

阿嘉島の新城マカさん（明治14年巳歳、101歳）に女の地割があつたかどうかを、70歳代の方にお訪ねしていただいた 答=女にはなかつといわれる。光明さんの奥様マカおばあさんに宮里美恵子さんを通じてお訪ねする。答=女には土地はなかつといわれる。同じ答が返ってきた。

原則として久高島の地割と同じく男に配当された。

昔は原野には蘇鉄を植えていた。原野に蘇鉄の多い、あるいはよく植られている家に、女は嫁にいきたがつたそうである。

座間味間切の地割は原則として15歳から50歳までの男に配当され、女には地割の配当がなかつたということである。それと1地の筆数と田畠原野の配分もやや理解できた。

### あとがき

1880年（明治13）5月1日付の県日誌に、座間味番所詰の役人から、県あての稟候が記録されている。この記録によれば、山村を3つに区画し、その1つは御嶽、その2は杣山、その3は薪山と呼んでいる。御嶽は神を尊んで枯れた樹木があつても伐採しない。杣山は番所の許可を経て、船材や家屋の營繕などに使用してきた。薪山はその村内に籍を置いている者であれば伐り取ってもよいとされていた。ところが最近乱伐されている。その原因是

「該村ノ人民多クハ進貢船接貢船ノ水夫ニ従事致シ来候処明治7年以来清國渡航禁止セラレ全12年廢藩置県後内地航海モ無之処ヨリ水夫ヲ業トスル者外稼之方法ヲ熟知セザルニ付薪ヲ伐採シテ生計ノ資トセシヨリ殊ニ山林伐リ荒シ候」とあり、その処分の方法は「1御嶽杣山ヲ除ク外人口ノ多寡ニ区画シ村々へ分与シ其上一村限法方ヲ為設可然哉」と提案し、県も「但し書付」でその提案を採用した。座間味間切の人民は水夫として生計を立てていた百姓が多数いただけに、進貢船接貢船の廃止ならびに公的な「内地航海」も汽船の就航によって、帆船の多くの水夫ならびに船頭は失職したのである。失職した多数の水夫らは薪山から薪を伐り売り出す以外に生計の道を見いだせなかつた。

その後、松田和三郎が1901年（明治34）国頭海岸に漂着した鮪釣漁船を購入し、漁業を始め、水夫ら転職の道を見いだしたのであった。それは

沖縄近代漁業への初まりであり、評価すべき出来事であろう。

「近代の座間味村」とすれば、当然沖縄戦について記述しなければならないが、かなりの紙幅を必要とするため、文献を例挙するにとどめ、きわめて重要な出来事であるけれども紙幅の都合で割愛した。

なお座間味村の旧地割制度は、昭和57年3月、2泊3日の、わずかな日数で調査した。したがって不充分な調査であったが、収録した。その際、同村村長田仲登氏ならびに同村教育委員会教育長宮里哲夫氏にお世話になった。さらに宮里教育長の御好意で同教育委員会主事中村民子さんを、案内役に同行させていただいた。中村さんが同行して貰って、初めて前記の取材が可能であった。記して感謝の意を表したい。

#### 註

- (1)、知念勇「伊波式・荻堂式土器」（<編集> 加藤晋平／小林達雄／藤本強、『縄文文化の研究6 続縄文・南島文化』所収）1982年 201～202頁。
- (2)、河口貞徳「奄美諸島の文化」（前掲書） 211頁。伊是名村具志川島の発堀調査では面縄前庭式土器は面縄東洞式、嘉徳I式土器より下層から出土した（伊是名村教育委員編『具志川島調査報告書第1、2、3、4次』1981年）。
- (3)、沖縄県教育委員会編『古座間味貝塚 範囲確認調査報告書』1982年、10頁。
- (4)、知念勇主任学芸員の教示による。
- (5)、前掲『古座間味貝塚 範囲確認調査報告書』1982年、161頁。
- (6)、「御当国御高並諸上納里積記」（那覇市編『那覇市史』資料編第1巻2所収）54頁。
- (7)、前掲書60頁。
- (8)、前掲書5頁。
- (9)、前掲書21頁。
- (10)、前掲書22頁。
- (11)、球陽研究会編『球陽 読み下し編』194頁。
- (12)、「御当国御高並諸上納里積記」（那覇市編『那覇市史』資料編第1巻2所収）38～39頁。
- (13)、「琉球国旧記」（所収『琉球国史料叢書三』275頁）。
- (14)、球陽研究会編『球陽 読み下し』188頁。
- (15)、前掲書192頁。
- (16)、前掲書201頁。
- (17)、前掲書242頁。
- (18)、前掲書269頁。
- (19)、前掲書320頁。
- (20)、前掲書324～325頁。
- (21)、前掲書367頁。
- (22)、前掲書489頁。
- (23)、前掲書512頁。
- (24)、前掲書520頁。
- (25)、前掲書526頁。
- (26)、前掲書564～565頁。
- (27)、大蔵省調「琉球藩雑記」琉球政府編『沖縄県史』14巻（所収）1965年、40頁。
- (28)、前掲書62～63頁。
- (29)、「沖縄旧貫地方制度」（琉球政府編『沖縄県史』21巻所収）1968年、30頁。
- (30)、前掲書84～85頁。
- (31)、琉球政府編『沖縄県史』13 沖縄県関係各省公文書2、1966年、630～631頁。
- (32)、前掲書666～667頁。
- (33)、前掲書684～687頁。
- (34)、前掲書794頁。
- (35)、前掲書795頁。
- (36)、前掲書797頁。
- (37)、前掲書803頁。
- (38)、前掲書829頁。
- (39)、前掲書958～965頁。

- (40)、琉球政府編『沖縄県史』13 沖縄県関係各  
省公分書2、1966年、475頁。
- (41)、琉球政府編『沖縄県史』11 上杉県令関係  
日誌、93頁。
- (42)、座間味間切の初代島長松田和三郎は沖縄  
県設置以前、すなわち琉球国時代多数の人民  
が水夫として進貢船、接貢船、あるいは  
御物船に乗り生計を立ててきたこと、人民  
の中から船頭になった人もいて船乗りまたは  
水産業に伝統のある座間味の人民が新しい  
時代に対応する方法を求めた。

島長松田は「鹿児島県や宮崎県方面ヨリ  
遠征シ来ル漁業者達ニ接近シテ彼等ノ漁法ヲ  
研究シ如何ニシテ本村民ノ原始的漁法ヲ  
改善シテ無盡蔵ノ海宝庫ヲ開拓シ貧弱ナル  
窮民ヲ救ヒタシ」（石川栄穂記述『松田和  
三郎翁経歴略伝』）と考えた。

そこで、松田島長は、たまたま鹿児島県  
枕崎から座間味間切の近海にきた鰯漁船の  
親方に交渉して、同志の青年5名を同船へ  
乗り込ませ、近代漁業の技術を習得させた。

1901年（明治34）国頭海岸に標着した静  
岡県稻取村の鮪釣漁船を購入、鰯漁業を開  
始した。。

しかし初年度新漁法に未熟であったこと

や、船の構造上の欠点などもあって、赤字  
をだした。当然のことながら松田島長に批  
判が集中した。負債が増加しないうちに解散  
すべしとする多数の意見を押えて、「二、  
三年ハ研究時代デアル二、三年続ケテ…」  
収支が合わないときは解散しようと島長松  
田は提案した。

その2年目には、相当の漁獲を上げ、借  
金を償却して、なおわずかな配当もあった。  
本気で漁業を始めて3年目には、より好成  
績をあげ、座間味間切の鰯漁業は軌道にの  
った。船はさらによい船と取り換えた。乗  
員はじめ村人はみんな大いに喜び、松田島  
長に感謝し、初年度の非礼を詫びたといわ  
れる。活字になったことのないと思われる  
（？）石川栄穂記述『松田和三郎翁経歴略  
伝』に、このことが詳述されている。

- (43)、① 儀同保『慶良間戦記』1980年、  
② 富村順一他『隠された沖縄戦記』1979  
年、  
③ 沖縄県教育委員会編『沖縄県史 10  
沖縄戦記録2』、1974年、  
④ 防衛庁防衛研究所戦史室『戦史叢書沖  
縄方面陸軍作戦』1968年、  
⑤ 座間味村編『悲劇の座間味島』。